

# 緊急事態宣言の再々発令を受けた「緊急追加 5 対策」

令和 3 年 4 月 23 日

国民民主党

新型コロナウイルス感染症は、変異株の広がりによって第 4 波に直面している。年明け後に十分な数の検査が行われなかった結果、未発症陽性を介しての感染も広がっていると推察できる。

東京都、大阪府、兵庫県、京都府に緊急事態宣言が再々発令されるために、再び営業自粛、活動自粛等を課されることに加え、納税猶予期限が 4 月 16 日に到来したことから、資金繰り等に窮する事業者や生活者の急増が予想される。

国民民主党は、これまでに提案した「追加経済対策」（昨年 11 月 27 日）及び「豊かな人間社会を回復するためのコロナ三策」（4 月 9 日）を踏まえ、以下の「緊急追加 5 対策」を実施するために、速やかに令和 3 年度第 1 次補正予算案の編成に着手することを提案する。

なお、令和 2 年度の 3 次にわたる補正予算及び令和 3 年度当初予算に盛り込まれたコロナ対策予算の執行が遅れており、それらの速やかな執行も急務であることを政府に強く求める。

## 1. 10 兆円の減収補填

- 中小企業に対して、家賃や光熱水費など固定費の最大 9 割、最大月 2 億円を給付する（4 月 2 日に関連法案を提出済み）。

## 2. 10 兆円の現金給付

- 現役世代 1 人 10 万円、低所得者に 10 万円上乗せの 20 万円を給付する（所得税還付と現金給付の組み合わせ）。生活困窮者への迅速な給付を実現するため、民間金融機関等への申し出による給付プロセスを実現する（保険証等の活用）。

## 3. 10 兆円の家計減税

- 消費税率を 1 年間限定で 10% から 5% に引き下げる。下記 4 の納税猶予対象事業者の多くは消費税納税事業者であるため、消費税減税は納税負担軽減にも資する。

## 4. 納税猶予の延長と税・社会保険料の猶予減免の拡充

- 昨年実施された特例猶予の期限が 4 月 16 日に到来していることから、当該分（昨年納税分）の猶予延長と今年度納税分の新たな猶予が必要。また、税及び社会保険料の減免も検討する。

## 5. 雇用調整助成金、総合支援資金貸付の延長

- 5 月以降も営業自粛、活動自粛が課される事業者を中心に、雇用調整助成金、総合支援資金貸付を延長する。